4. 22 廃ガラスを原料とした発泡軽量土木資材

① 評価対象資材

廃ガラスびん、ガラスくずの再生資源を原料とした軽量土木資材を評価対象とする。

② 品質・性能

廃ガラスびん,ガラスくずの再生資源を原料とし,工業化された軽量な製品で,用途は 盛土材,裏込め材,埋め戻し材とし,次のいずれかに該当していること。

- a. (一財)土木研究センターの技術審査証明を受けている。
- b. NETIS (評価情報) に登録されており、有効性が確認できる。
- c. 試験施工等による有効性が公的機関により確認されている。

③ 再生資源の含有率

廃ガラスびん、ガラスくずを100%使用していること。(発泡材等の添加材料を除く)

④ 環境に対する安全性

- a. 原料として特別管理(一般・産業)廃棄物を使用していないこと。
- b. 製品または原料(再生資源)において、土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令 第29号)第31条第1項による「土壌溶出量」及び第2項による「土壌含有量」の基 準に適合すること。(ただし、土壌含有量についてはシアンを除く)

⑤ 品質管理

安定した品質が確保できる設備・組織、社内規格、材料の供給体制、品質管理推進責任者等を備えた工場において製造された製品であること。

⑥ 環境負荷

- a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、環境負荷低減効果があること。
- b. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表1に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

別表1 環境負荷増大が懸念される項目

- 再リサイクルが可能な資材である。
- ・再リサイクル時に著しい環境負荷が生じない。
- ・使用時、施工時において、有害物質等の溶出がない。
- ・製造過程においてエネルギー消費量が著しく増大しない。
- ・製造過程において、著しい環境負荷は生じない。